

第1章 総合計画の目的と位置付け

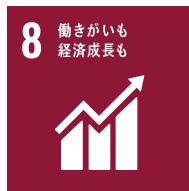
① 策定の目的

鹿沼市では、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までを計画期間とする「第7次鹿沼市総合計画」を策定し、「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる人情味のあるまち」をまちの将来像として掲げ、まちづくりに取り組んできました。

これからまちづくりは、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を取り入れ、本市を取り巻く社会情勢の変化などを予測し、鹿沼市のあるべき将来像からバックキャスティング(未来を起点として、そこから逆算して「いま何をすべきか」を考えること)の視点でまちづくりを進めていく必要があります。

本総合計画は、人口減少や少子高齢化の進展、地域経済や地域活力の低下、新型コロナウイルス感染症への対策など時代・環境の変化や住民ニーズの多様化・複雑化を直視し、持続可能なまちづくりの指針としてふさわしく、実効性の高いものとすることが求められています。このような時代・環境の変化や多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応し、鹿沼市民との協働を軸にしたまちづくりを一層推進していくとともに、地域の独自性や魅力を高め、活かすことができるまちづくりの指針となる計画を策定します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



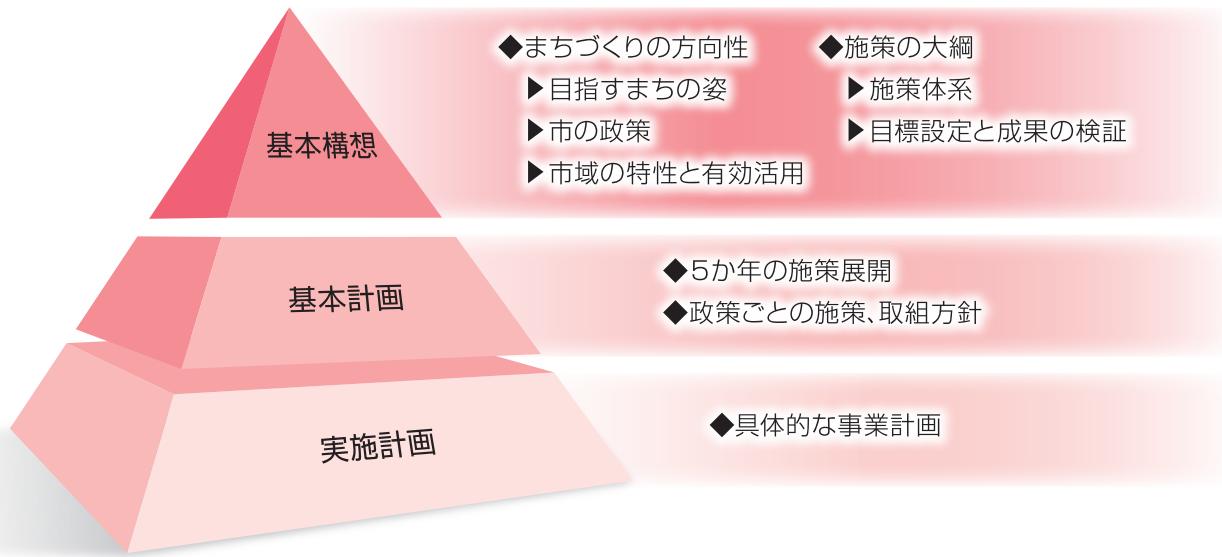
② 構成と計画期間

(1)構成

総合計画は、本市の今後10年程度の将来展望である「基本構想」と、5か年の施策展開をまとめた「基本計画」、具体的な進め方を示した「実施計画」によって構成します。

「基本構想」でまちづくりの目標と方向性を定め、「基本計画」で戦略的な施策の展開を示します。

計画を着実に推進するため、「実施計画」で年度ごとに予算を伴った具体的に取り組む事業を示します。



(2)計画期間

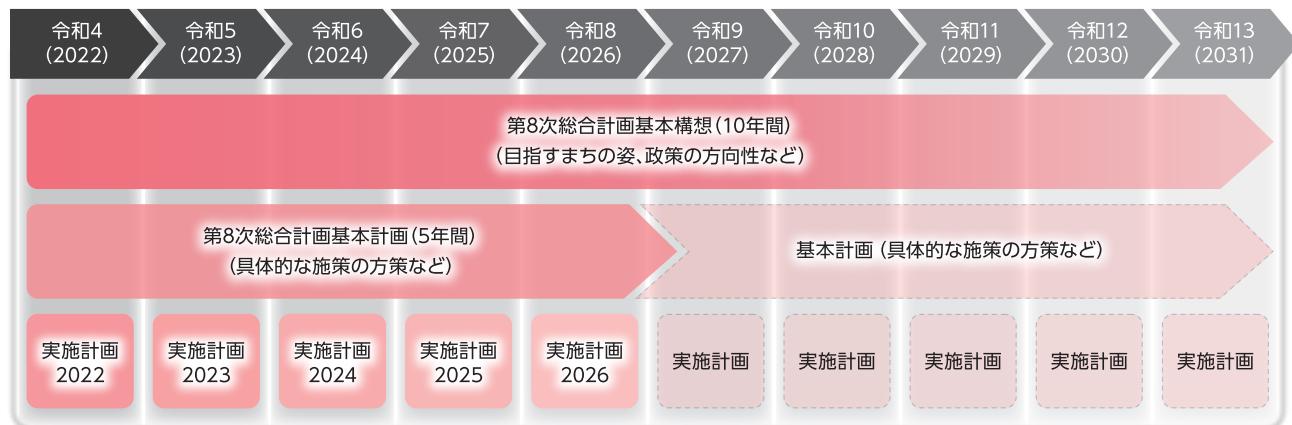
◆基本計画【令和4(2022)年度～令和8(2026)年度】

基本構想に掲げる目指すまちの姿を実現するため、施策の大綱に沿って施策の目的や方針を明らかにするものです。計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、5年間とします。

なお、計画期間終了後の取扱いについては、社会経済状況の変化や基本構想との乖離の大きさなどを勘案し、令和7年度に判断するものとします。

◆実施計画【毎年度】

社会経済状況の変化を的確に捉え、基本計画の実効性をより高めるとともに、持続可能な行財政運営を推進するため毎年度見直しを行います。



③ 計画の変遷

鹿沼市では、計画的かつ総合的な行政経営を進めるため、昭和46(1971)年に、第1次総合計画を策定して以降、社会経済状況の変化や諸課題に対応しつつ、時代のニーズに応じて計画を更新(第2次～第4次)し、各種施策に積極的に取り組んできました。その後、平成18(2006)年の栗野町との合併を経て第5次総合計画を策定しました。第6次総合計画は、令和3(2021)年までを展望して策定しましたが、予想よりも早い人口減少や、地方創生など時代のニーズに適切に対応するため、予定より5年早めて第7次総合計画を策定し、将来都市像の実現に向けた施策展開を図ってきました。

◆第1次総合計画(1971-1980)

将来都市像

余裕ある豊かな都市

◆第2次総合計画(1976-1985)

将来都市像

21世紀に向かって、個性豊かな人間環境都市

◆第3次総合計画(1986-1995)

将来都市像

個性豊かな潤いと活力のあるまち

◆第4次総合計画(1996-2010)

将来都市像

人と自然が彩る「風景のある住みよいまち」

◆第5次総合計画(2007-2016)

将来都市像

人と自然が調和した“元気なまち・かぬま”

◆第6次総合計画(2012-2021)

将来都市像

自然と共に歩む人情味あふれる縊のまち

◆第7次総合計画(2017-2021)

将来都市像

花と緑と清流のまち、笑顔あふれる人情味のあるまち

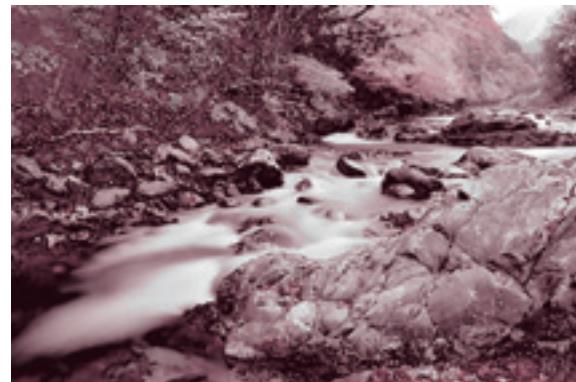
第2章 鹿沼市の誇るべき歴史とまちづくりの変遷

① 自然と地勢

(1) 豊かな自然環境

市の南東部は平野が広がり、美しい田園風景と調和のとれた市街地が形成されています。一方、市の西北部は山林で覆われ、市の面積の約7割を占めています。

また、奥深い山々を源として、大芦川、荒井川、南摩川、栗野川、思川、永野川が流れ、日光方面からは黒川が流れています。これらにより、山と高原、清流と渓谷という特色ある美しい景観が形成されています。



(2) 立地・交通

◆立地

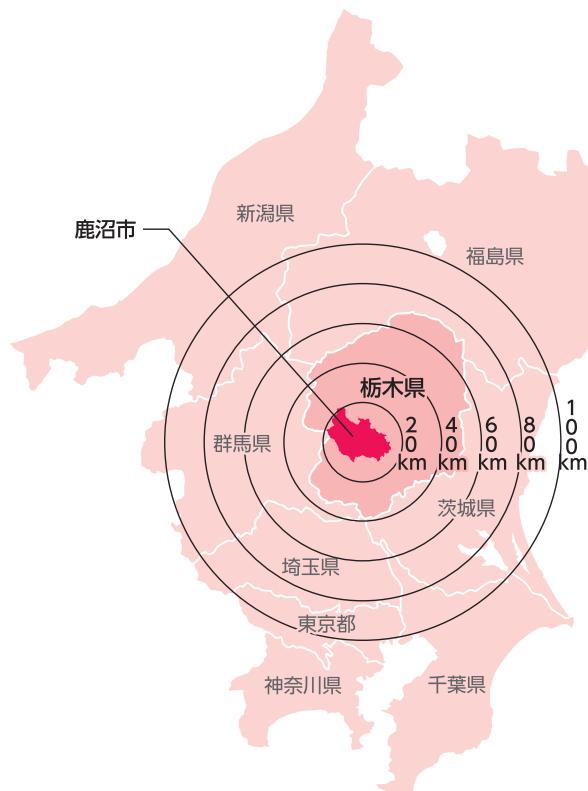
本市は490.64km²と広大な面積を有し、首都東京から約100km、北関東の中央部に位置し、北部は国際的な観光地である日光市、東部は県都宇都宮市に隣接しているなど、高い地理的優位性を有しています。

◆交通

車両交通では、東北自動車道の鹿沼ICを有し、南北の広域移動を容易にしているほか、北関東自動車道を通じた東西の広域移動も可能です。高速バスも運行しており、全国各地へのアクセスが確保されています。

鉄道交通では、東武日光線、JR日光線上に計6駅が存在し、日本の中心地である都心へのアクセスも良好です。

航空交通では、近県に東京国際空港(羽田空港)、成田国際空港、茨城空港があり、陸上交通と組み合わせることで、海外へのアクセスも可能です。



(3) 気象・地震

◆気象

本市は、内陸性の気候で、季節による気温及び降水量の年較差が大きくなっています。春・秋は涼しく、快適に過ごせる日が多いですが、夏は蒸し暑く、冬は男体おろしと呼ばれる季節風が強く吹き、冷え込みます。近年では、世界的な地球温暖化の影響を受け、特に梅雨時期から台風の時期にかけ大雨が降る傾向が強まっています。

◆地震

今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率は5.7%、6強以上は0.3%と、関東地方の中でも低い値となっています。(出所:J-SHIS 地震ハザードステーション、対象地点:鹿沼市本庁舎)

②歴史と文化

(1)今に息づく歴史と伝統

◆原始・古代

豊かな自然の恵みを受け、古くから人々の住みやすい地域でした。市内には私たちの祖先が大地に刻んだ生きた証である遺跡が多く見つかっています。縄文時代の水場遺構の発見で全国でも知られる上殿町の明神前遺跡はその代表で、「木のまち鹿沼」の萌芽と言えます。また、市南東部には「判官塚古墳」(市指定史跡)「下台原古墳群12号墳」などの前方後円墳があり、太古から人々の生活が営まれていたことが分かります。

奈良時代には、下野国芳賀郡の勝道上人が男体山の登頂に成功したこと、山岳信仰の一大拠点として日光山が開かれました。草久の「深山巴の宿」(県指定史跡)は勝道が修行した場所といわれ、日光修験の拠点の一つとなりました。上粕尾の「発光路の強飯式」は日光山の強飯式の流れをくむ行事で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。「東高野山」と呼ばれる北半田の医王寺は、平安時代から伝わる仏像など多くの文化財を所有し、広く信仰を集めています。

平安時代の国の記録には、「下野国賀蘇山神」の記載があり、加蘇地区と栗野地区の境にある石裂山に宿る神と考えられています。上久我の加蘇山神社と入粟野の賀蘇山神社は、これを受け継いで鎮座した神社と言えます。

◆中世・近世

鎌倉時代から室町時代にかけては、日光山の影響下にあった鹿沼地域ですが、戦国時代になると有力者たちは各地に城館を築き、抗争を繰り広げました。中でも最大の勢力を誇った壬生氏は、鹿沼城を拠点に日光山にも勢力を伸ばしましたが、豊臣秀吉による小田原征伐で滅亡しました。

江戸時代には日光東照宮造営を機に街道が整備され、日光道中壬生通り・日光例幣使街道の宿場として「鹿沼宿」「奈佐原宿」「榆木宿」が設けられました。麻・木材・朝鮮種人参・石灰等の特産物が生まれたことや商品経済の発展に伴って、宿場は商品流通の中心地となり、町人文化が発展しました。鹿沼宿では今宮神社祭礼に華麗な彫刻屋台が繰り出されるようになりました(「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」は国指定重要無形文化財・ユネスコ無形文化遺産登録)、奈佐原宿では「奈佐原文楽」が生まれました(国選択無形民俗文化財・県指定無形民俗文化財)。「生子神社の泣き相撲」(国選択無形民俗文化財・県指定無形民俗文化財)「柘窪の天然仏」(国選択無形民俗文化財)などとともに、今も続く伝統行事がこの時期から行われるようになりました。

◆近現代

明治時代には、政府の殖産興業政策によって麻製品の工業化を図る動きが起きました。鹿沼でも日光奈良部の鈴木要三を中心に下野麻紡織会社(後の帝国織維)が設立され、地域経済をけん引しました。現在も麻の生産量は全国一で「野州麻の生産用具」は国の重要有形民俗文化財に指定されています。

足尾銅山の活況に伴い、輸送路となつた口栗野や上粕尾には多くの人々が集まりました。また、久野の安生順四郎は荒廃した日光の社寺をまもるために「保晃会」を設立し、全国の名望家に呼び掛けて日光の保全を図りました。

地場産業の林業・木工業は、鉄道開通に伴う枕木や電柱財などの需要や震災・戦災復興等の需要によって特に建具業が発展し、木工団地の建設など「木のまち鹿沼」が形成されました。

さらに、東北自動車道と鹿沼インターチェンジの開設により、1時間程度で鹿沼－東京間を移動できるようになった結果、首都圏企業が市内の工業団地に生産拠点を移すことにもつながりました。

〈本市の歩み〉

昭和23(1948)年	10月10日、市制施行
昭和29(1954)年	鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北大飼村が合併
昭和30(1955)年	鹿沼市、南摩村、南押原村が合併 栗野町、粕尾村、永野村、清洲村が合併
昭和33(1958)年	鹿沼市庁舎完成
昭和37(1962)年	健康都市宣言
昭和40(1965)年	鹿沼木工団地完成
昭和44(1969)年	鹿沼工業団地完成
昭和47(1972)年	第1回さつきまつり開催／東北自動車道開通
昭和55(1980)年	鹿沼市民憲章制定
平成元(1989)年	とちぎ流通センター完成
平成4(1992)年	中国鉄嶺市と友好都市提携／足立区と友好都市提携
平成6(1994)年	宇都宮西中核工業団地完成
平成7(1995)年	平和都市宣言／天皇皇后両陛下行幸啓
平成8(1996)年	「発光路の強飯式」が国の重要無形民俗文化財に指定される
平成10(1998)年	市制50周年
平成14(2002)年	新・健康都市宣言
平成15(2003)年	「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」が国の重要無形民俗文化財に指定される／大越路トンネル開通
平成16(2004)年	環境都市宣言／栗野町合併50周年
平成18(2006)年	鹿沼市・栗野町合併
平成23(2011)年	まちの駅 新・鹿沼宿オープン
平成24(2012)年	男女共同参画都市宣言／墨田区と友好都市連携
平成27(2015)年	アメリカグランドフォーラム市と友好都市連携／鹿沼市・栗野町合併10周年
平成28(2016)年	プロモーション・スローガン「いちご市宣言」／「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録される
令和2(2020)年	新型コロナウイルス感染症により、感染症として本市で初めて全校一斉休校
令和3(2021)年	気候非常事態宣言

(2)地域に根付いた生活文化

◆市民の文化芸術活動

祭囃子やオーケストラ、マーチングバンドなどを通じて、多くの市民が音楽に親しんでおり、オーケストラやマーチングバンドは、全国大会に出場するなど活躍しています。

平成30(2018)年4月には、鹿沼市民文化センター内に防音の音楽スタジオ「いちごミュージックスタジオ」がオープンし音楽による多世代交流の場として活用されています。

市の中心部に位置する文化ゾーンには、川上澄生美術館や図書館本館、文化活動交流館が集積し、文化活動や生涯学習の拠点を形成しています。

本市全域を屋根のない博物館として捉え、美しい自然やまち並み、祭りや伝統の技といった地域資源にも目を向ける総合的な博物館として「鹿沼まるごと博物館」事業も展開しています。

◆食文化

本市は全国有数の高品質ないちごの生産地であり、本市のいちごは、東京都の大田市場など全国の主要都市5市場に出荷され、価格形成の基準となる建値になるなど、高い評価を得ています。また、民間企業との連携による加工品の開発や「市の果実」として制定するなど、本市を代表する存在となっています。

市内全域で生産が盛んな「そば」と、生産量・品質ともに全国トップクラスの「ニラ」を組み合わせた「にらそば」など、固有の風土を生かした郷土料理が伝承されています。

市民に愛され続け、お土産等にも最適な逸品を「かぬまブランド」として認定しています。

◆スポーツ

5月に行われるさつきマラソンには、爽やかな初夏の風の中、市街地から河川沿い、田園風景の中を走り、日光連山を望みながら新緑あふれる自然が楽しめることから、多くのランナーが参加しています。

鹿沼運動公園、鹿沼総合体育館を中心に卓球、駅伝等の様々なスポーツ活動が行われています。令和4(2022)年のとちぎ国体では、卓球やバレーボールなどが鹿沼総合体育館で開催されます。

県内のプロスポーツチームと相互に連携・協力することで、地域の活性化やスポーツをする機運を醸成することにつなげています。特にマザータウン協定を締結した宇都宮ブレックス、宇都宮ブリッツェンとは、バスケットボールや自転車を通じ、相互に連携・協力することにより、様々な事業を行い、地域活性化を図っています。



▲文化活動交流館

③ 人と産業

(1) 人

旧石器時代から始まる長い歴史を持つ鹿沼市は、豊かな自然環境を背景に、山間地から農村部、そして旧宿場である都市部など多様な地域を含みます。それぞれの地域や他地域との社会的・経済的な交流を通じて多彩な人財が育成されてきました。

◆人口

昭和23年に旧鹿沼町が単独で市制施行し、その後、昭和29・30年に9村と合併した鹿沼市は、昭和25年時点では、市域全体で8万2千人の人口を擁していましたが、高度経済成長期を経て平成13年には9万4千人まで増加しました。これをピークに人口減少が始まり、平成18年に栗野町と合併して10万3千人となり、令和元年時点で9万6千人まで減少しています。

◆協働精神を持った市民

長い歴史と地域間の交流の中で「おもてなし」の心が培われてきました。現在では「まちの駅」の数が日本一となっています。

ユネスコ無形文化遺産の「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」など、地域の伝統文化の伝承などにより「自分たちのまちのことは、自分たちで決める」という市民意識が育まれました。

さらに、地域の夢実現事業の取組などにより、自治会など広い意味での市民と行政が、それぞれを理解し、連携・協力し合う協働精神が広がっています。

◆専門的な人財(有名人や職人など)

ものづくりのまちとして発展してきた長い歴史は、伝統的な技術を有するたくさんの職人を生み出しました。

東照宮へと続く日光道中壬生通りや例幣使街道の宿場町として発展してきた歴史は、伝統と新しさが混在する商業環境を生み出しました。

勤勉でチャレンジ精神の旺盛な市民性があると言われており、国際大会で活躍するスポーツ選手や作家、クリエイターが輩出されるなど、様々なシーンで活躍する人財が生まれています。



▲鹿沼今宮神社祭の屋台行事（鹿沼秋まつり）

(2)産業

地理的特性や歴史的背景によって、農業や林業などの1次産業、工業などの2次産業、商業などの3次産業のバランスがとれた産業構造となっています。

◆1次産業

農業

本市は北緯36度と国内(同20~46度)の中間に位置しており、また、海拔79m~1,526mと標高差が大きいなどの地形的条件に加え、気象などの様々な条件により、多くの品目が生産可能です。特に、全県的に力を入れている園芸特産分野に強みを持ち、その中でも、いちごは東京都の大田市場で建値となるなど、市場から品質を高く評価されています。

林業

本市の面積の7割を占める広大な山林や、寒暖差が大きく積雪の少ない気候などにより、本市で産出される杉・桧材などは、その品質が市場から高く認められています。この、本市にとってかけがえのない財産である森林を将来にわたって守るため、持続可能な木材産出の仕組みである森林認証を取得しました。この取組が評価され、国立競技場の建築材として使われるなど、本市の木材は高い信用力を有しています。

◆2次産業

工業

豊富な山林資源を背景に古くから林業や木工業が盛んで、近代以降は特に建具業が盛況となり「木工のまち鹿沼」が形成されました。そのほか、現在では、自動車・医療機器などの機械金属加工業や、鹿沼土・さつきを中心とする園芸産業など、幅広いものづくりのまちとして発展しています。

◆3次産業

商業・サービス業

江戸時代に日光道中壬生通り・日光例幣使街道が整備され、宿場町を中心に多彩な商業が展開しましたが、高度経済成長期以降は産業構造の変化や郊外の開発などにより中心商店街のドーナツ化現象が見られるようになりました。一方で、空き店舗や路地裏の活用など、若い世代による起業やリノベーションの動きも盛んです。

第3章 社会潮流の変化

① 本格的な人口減少社会の到来

◆全国の動向

わが国の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面に転じました。また、総人口に対する老人人口の割合は今後も上昇を続け、令和7(2025)年には30%を超えると推計されています。一方で、総人口に対する年少人口及び生産年齢人口の割合は今後も減少し続ける見込みです。このような生産年齢人口の減少により、労働力や地域活動の担い手の不足が深刻化しており、生活、経済、地域コミュニティなど社会全体に様々な影響が生じています。

政府は少子高齢化という構造的な問題に取り組むべく、「一億総活躍社会」と銘打ち、女性も男性も、高齢者も若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭・職場・地域などあらゆる場で、誰もが活躍できる、全世代・全員活躍型の社会を目指しています。市民一人ひとりが支え合う社会の実現によって、人々に安心感が醸成され、合計特殊出生率の向上や景気の底上げにつながるとともに、多様な個人の能力発揮による労働市場の活性化やイノベーションの創出が期待されます。特に「人生100年時代」と呼ばれる昨今において、平均寿命の延伸が進む中で、自立した生活を送ることができる健康寿命をいかに伸ばしていくか、いくつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる社会システムをいかに構築するかが重要となっています。

◆栃木県の動向

栃木県においても、総人口は令和12(2030)年には現在より10万人以上減少し、181万人程度となることが推計されています。また、老人人口割合は今後も上昇を続け、30%を超えると推計されており、それに伴う年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少による労働力・地域活動における担い手確保が大きな課題となっています。さらに、東京圏への転出超過が続いていることから、人口の社会減への対応も不可欠となっています。

◆本市の主な課題

本市においても、令和7(2025)年には総人口が9万人を切り、老人人口割合も30%を超えることが推計されており、特に70～74歳人口が6,798人、75歳以上人口が16,101人となるなど、人口減少・少子高齢化がますます進展することが予測されます。人口の自然減及び社会減の抑制に向けた取組を強化していくことに加え、市民の誰もが家庭・職場・地域などあらゆる場に居場所と役割を持ち、活躍することができる地域社会を作っていくことが不可欠です。

また、本市に移住する定住人口でもなく、観光による交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の創出・拡大や外国人材の受入・共生支援などに注力していくことにより、地域づくりの担い手の確保に努める必要があります。



*年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老人人口(65歳以上)は厚生労働統計に基づく区分

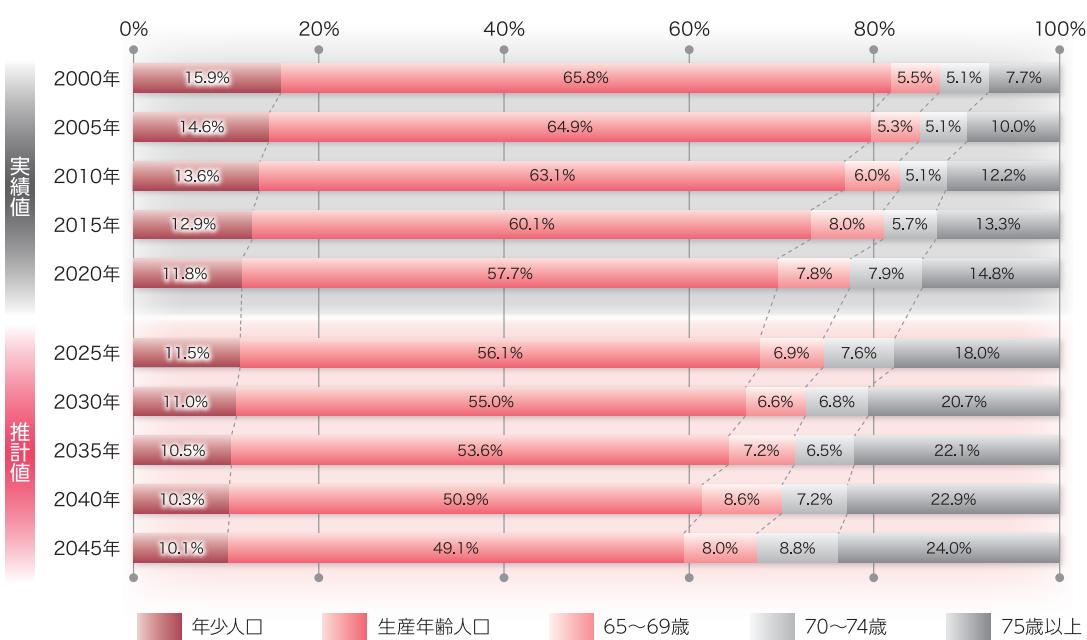
〈参考:過去の人口推移及び将来推計人口〉

国勢調査結果による人口推移及び国立社会保障・人口問題研究所の推計結果では、総人口は、平成22(2010)年に10万人を超えるピークを迎えましたが、平成27(2015)年には減少に転じており、令和27(2045)年には、約68,000人まで減少することが予測されています。さらに、人口構成は、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少、老人人口割合の増加という傾向で推移し、令和27(2045)年には、65～69歳人口が5,477人、70～74歳人口が6,017人、75歳以上人口が16,515人となり、老人人口割合が40%超、そのうち24%が75歳以上の高齢者となるなど非常に厳しい状況になることが予測されています。

人口推移と将来推計



年齢区分別人口割合の推移



出所:(実績値)総務省「国勢調査」

※総人口は年齢不詳人口を含むため、各区分の合計値と異なります

(推計値)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

②持続可能なまちづくりの推進

◆全国の動向

全国的に地方自治体財政は、歳入が減少する一方で、扶助費等の義務的経費の歳出額が割合・金額ともに増加しており、非常に厳しい状況にあります。複雑化する社会課題に対して、行政が公助により対応し続けることは限界があることから、住民自身が努力する自助、地元住民の相互の協力と支え合いによる共助、そしてその土台としての地域コミュニティの重要性が増しています。一方で、これまで各地域で住民らがコミュニティを形成し、自発的にまちづくり・地域づくりの活動に取り組んできましたが、世帯構成やライフスタイルの変化などに伴って、自治会加入率や地域活動に参加する住民の減少・高齢化による担い手不足が深刻化しています。

また、国も厳しい財政状況にある中で、中央集権型の社会から、地方分権型の社会へと、行政システムの転換が進んでいます。基礎自治体である市町村の役割がますます大きくなっている中で、より安定的に高度な住民サービスの提供を行うためには、周辺自治体との広域連携を行い、効率性を高めていくことが不可欠となっています。

◆栃木県の動向

栃木県においては、企業やNPO法人、ボランティア団体等との協働の取組状況を「見える化」するため、前年度の協働事業実績を公開するとともに、事業ごとに協働するパートナーを公募するなど、協働への取組を推進しています。また、協働の取組を円滑に進めるため、「協働推進サポートデスク」を設置し、県との協働に関する問合せや相談を受け付けています。

また、「とちぎの都市ビジョン」において、目指すべき都市構造を「とちぎのスマート+コンパクトシティ」と定め、持続可能で賢い「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを推進するため、各種政策と連携した都市政策を展開し、多様な主体と協働・連携して取組を進めています。

◆本市の主な課題

本市においても、財政状況は一層厳しさを増しています。行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、多様な主体が継続的にまちづくりに関わるための仕組みづくりや活動支援等を地域の課題やコミュニティ組織の状況に応じて積極的に行い、市民サービスの維持に取り組んでいかなければなりません。特に、中山間地域では人口減少や高齢化が著しく、生活に必要なサービスを維持していくために、各種生活支援機能を集約した小さな拠点の形成に取り組むことが求められます。

また、本市においても、地勢や地域特性に鑑み、それぞれの地域での生活機能の維持・確保に配慮しつつ、周辺都市との広域連携や小さな拠点の形成、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進することにより、生活機能の維持・確保、地域活性化・経済成長、災害対応、人材育成、さらには、森林や農地の保全、技術やデータを活用した都市・地域のスマート化等に広域的に取り組んでいくことが必要となります。

③ 産業の変遷と今後の展開

◆全国の動向

日本経済は成熟した段階にあり、国内総生産(GDP)の成長率は、低水準で推移しており、今後急激な経済成長は望めない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日本経済は戦後最悪のマイナス成長となる見込みにあります。そのような中で、これまでの経済成長偏重型の経済システムのあり方を見直す動きとして、社会課題の解決を目指すソーシャルビジネスやSDGs(持続可能な開発目標)が盛り上がりを見せるなど、経済システムが変容してきています。

さらに、生産年齢人口の減少に伴い、人手不足・後継者不足が深刻化しており、労働力の確保とともに生産性の向上が大きな課題となっています。産業の効率化や人材不足の解決の手段としてAI(人工知能)やRPA(業務自動化)をはじめとしたIT技術の導入など「Society5.0」の実現につながるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の取組が加速しています。また、民間企業のみならず、行政においてもDXに向けた取組は重要なテーマであり、政府は「デジタル庁」を新設するなど、官民のデジタル化に向けた取組を進めています。

◆栃木県の動向

栃木県では、「新とちぎ産業成長戦略」にて、目指すべき将来像として、「Society5.0 時代を切り拓き、飛躍するとちぎの産業」を掲げ、中小企業・小規模事業者の活性化や、未来技術の活用によるDX(デジタル・トランスフォーメーション)などを通じた次世代産業の創出・育成に取り組んでいくこととしています。

令和2(2020)年度には県経営管理部に「行政改革ICT推進課」を設置し、さらに、令和3(2021)年度からは県総合政策部に「デジタル戦略課」を設置するなど、デジタル技術の進展による社会の変化に迅速に対応するための取組を行っています。

◆本市の主な課題

本市においても人口減少・少子高齢化がますます進行することにより、地域社会の活力低下に加え、労働力不足、消費の減少など地域経済の沈下が懸念されます。中小企業や小規模事業者が地域に根差し、継続的に事業を発展させていくことができるよう、事業者の状況に応じたきめ細やかな支援を充実させていく必要があります。また、空き店舗や空き家の活用など、ビジネスを通して地域課題の解決を目指す動きも生まれつつあり、行政として後押しをしていくことが重要です。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、行政と企業が連携しながら地域社会全体で徹底したデジタル化を進めることで、人材不足や距離、年齢等の制約により従来は対応困難であった個人や地域の課題に対し、きめ細やかに対応していくことが期待されます。そのためには、地域課題を掘り起こし課題解決につなげる仕組みづくりを進めるとともに、技術を活用できる人材の育成や、5GなどSociety5.0の基盤となる設備整備が急がれます。

④ 激甚化・頻発化する自然災害

◆全国の動向

昨今、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとした地震・津波や台風・ゲリラ豪雨などの災害が激甚化するとともに、頻発する傾向にあります。国は、大災害から国民の命と財産を守るため平時から大規模災害等への備えを行い、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指し、国土強靭化基本計画に基づいた取組を推進しています。

◆栃木県の動向

栃木県においても、自然災害の影響は近年大きくなっています。令和元年東日本台風では、県管理の40河川67カ所、国管理の1河川15カ所で氾濫し、浸水被害は最大で床上1万139棟、床下9,532棟となり、死者4名、負傷者23人の大きな被害を受けました。栃木県では、令和2(2020)年5月に栃木県地域防災計画の改訂を行ったほか、令和3(2021)年2月に栃木県国土強靭化地域計画を改訂するなど、災害に強いまちづくりに向けた取組を行っています。

◆本市の主な課題

本市でも、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風の直撃により甚大な被害を受けました。災害後の復旧だけでなく、平時から安全安心な国土・地域・経済社会の構築に取り組み、レジリエンス(復元力)を備えたまちづくりを目指す必要があります。特に、本市の地勢、地域特性に合った対策として森林経営管理制度による森林の水源涵養機能や土砂災害防止機能の向上、立地適正化計画に基づいた防災機能の強化など、様々な方向から取り組むことが不可欠です。

また、災害時は、行政による公助が行き届くまでには時間を要する場合もあり、限界もあります。そのため、初動対応は市民の自助・共助による実践が求められており、平時から自主防災会等の組織力を高めるなど、地域防災力の向上が重要となります。

⑤新しい生活様式の実践

◆全国の動向

新型コロナウイルス感染症は、令和2(2020)年1月に国内での初感染が確認されて以降、感染は全47都道府県に広がり、多くの感染者・死亡者が確認されるなど、私たちの生活に大きな影響を与えています。感染拡大の防止のためには、政府、地方自治体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となり、予防に取り組む必要があることから、政府により感染対策を取り入れた「新しい生活様式」の発表がなされ、それぞれの立場から実践が進められています。

新型コロナウイルス感染症、そしてそれに伴う「新しい生活様式」は、人々の価値観や行動様式に劇的な変化をもたらし、仕事や日常生活においても、リアル(対面)からオンライン(バーチャル／非対面)への転換が進んでいます。非対面・非接触型の社会インフラが求められるようになり、テレワークやキャッシュレス化等をはじめとしたデジタル化が急速に進んでいます。また、感染拡大により都市の脆弱性が明らかになったことから、危機管理の文脈で“ヒト・モノ・コトの拠点分散”が標準化され、地方創生の追い風となることが期待されています。

◆栃木県の動向

栃木県でも「新しい生活様式」の実践を推進するため、県のホームページ上で「新しい生活様式」の実践を呼び掛ける動画を公開しているほか、SNS等で感染防止に向けての情報発信を行うなどの取組を実施しています。

◆本市の主な課題

本市においても、地域住民や民間企業、専門家、関係省庁等とも連携を取りつつ、「新しい生活様式」の実現に向けた取組に注力していくことが重要となります。

当初、新型コロナウイルス感染症への対応は、前例がない中で国や県も対応に苦慮し、基礎自治体に判断・対応が任せられたことにより、全国的に混乱が生じました。今後は、本市も基礎自治体としての自律性を高め、地域にあった制度を財源と照らし合わせながら、設計をしていくことが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症、及び「新しい生活様式」による人々の価値観の大幅な転換による住民サービスに対するニーズの変化・多様化に対応していくことが不可欠になります。さらには、都市の脆弱性を背景とした地方への拠点分散の流れを好機と捉え、新たな地域活性化に向けた取組を仕掛けていくことが重要となるとともに、新型コロナウイルス感染症に限らず、予期せぬ事態が発生しても柔軟な対応が可能な行政経営を目指す必要があります。